

第5回南区自治協議会 会議概要

日 時 平成27年8月26日(水) 午後3時～午後4時30分

会 場 新潟市南区役所4階 講堂

- 次 第
- 1 開会
 - 2 報告・連絡事項(本庁分)
 - (1) 新潟市区のあり方検討委員会の設置について
(大都市制度・区政創造推進課)
 - 3 議事
 - (1) 南区自治協議会委員提案「外灯(防犯灯)の維持,管理」について
 - 4 報告・連絡事項
 - (2) 部会報告
 - (3) 臼井橋の開通について
 - (4) その他
 - 5 次回全体会の日程について
 - 6 閉会

事前配布資料

- 資料1 新潟市区のあり方検討委員会の設置について
- 資料2 南区自治協議会本会議より付託された協議事項について
 - 資料2-1 新潟市の防犯灯制度説明
 - 資料2-2 第3回自治協議会での防犯灯に関する協議概要
- 資料3 新臼井橋が開通します

当日配付資料

- 会議次第
- 資料4 部会報告

出席者 小杉由美子委員, 丸山幸一委員, 田村義三郎委員, 青木智子委員, 小林 誠委員, 渡辺 康委員, 木村 功委員, 小林公子委員, 棚村真寿美委員, 小林 孝委員, 種村幸夫委員, 小山田充委員, 西村 徹委員, 知野美智子委員, 佐々木彰治委員, 市嶋洋介委員, 丸山新吉委員, 野澤敏子委員, 西脇 博委員, 小林敬子委員, 原 五郎委員, 大那 孝委員, 渡辺悦子委員, 田中容子委員, 大橋章子委員, 高橋文子委員, 本間智美委員

以上27名

(欠席: 片野秀雄委員, 原 正行委員, 小林加代子委員)

事務局 渡辺区長, 永井地域課長, 堀総務課長補佐, 高橋地域課長補佐, 高山総務課安心安全係長, 新井田地域課地域振興担当係長, 伊藤同企画担当係長, 大塚同主査, 蝦名同主査, 松元同主事, 山際主事

関係課 牛腸区民生活課長補佐, 石倉健康福祉課長補佐, 村山産業振興課室長, 木村建設課長, 牛腸味方出張所長, 宮本月潟出張所長, 畠山南区農業委員会事務局長, 関根南区教育支援センター主任, 吉田白根地区公民館長

説明者 三浦大都市制度・区政創造推進課長

報道 1名（新潟日報社）

傍聴者 2名

（午後2時）

1 開会

○事務局（高橋地域課長補佐）（配付資料の確認）

○議長（棚村会長）これから第5回南区自治協議会を開催させていただく。

10日後の9月5日からBRTが運行されるということで、南区にとっても非常に注目していきたいところではある。皆様方にも自治協議会委員としてそれぞれの出身母体の皆様から、あるいは地域の方々からいろいろなご意見あるいは感想、乗ってみた方々のご意見などもあると思う。ぜひ、皆様方、頭にとどめておいていただきたい。後ほどいろいろと協議する場も出てこようかと思っておりますので、自治協議会委員であるという目線で見ただけいただければと思っている。

今日もいろいろと議事がある。よろしく願います。

欠席者の報告

傍聴者の報告（所定の手続きを経て、傍聴していることを報告）

2 報告・連絡事項（本庁分）

（1）新潟市区のあり方検討委員会の設置について（大都市制度・区政創造推進課）

○議長（棚村会長）それでは、次第の2、報告・連絡事項ということで、（1）新潟市区のあり方検討委員会の設置についてである。大都市制度・区政創造推進課から説明をお願いします。

○三浦大都市制度・区政創造推進課長 本日は、貴重なお時間をいただいた。私は地域・魅力創造部次長の三浦である。大都市制度・区政創造推進課長を兼務している。よろしく願います。

私からは、先ほどお話のあった今年度設置した新潟市区のあり方検討委員会について、その設置の趣旨及び検討の進め方についてご説明させていただく。本委員会の設置については、去る5月15日の区自治協議会会長会議の場で篠田市長よりあいさつの中で若干触れさせていただいたが、本日、改めて自治協議会の皆様にお話をさせていただく。

資料1をご覧ください。検討委員会の設置について、背景、趣旨などを記載している。資料に沿って順に説明させていただく。

本市は平成19年4月の政令市移行時に分権型政令市を標榜し、大きな区役所、小さな市役所の考え方の基、区役所を拠点とした行政区単位で特色あるまちづくりを進めてきた。政令市移行後5年の時点で、外部有識者で構成する政令市にいがたのあり方検討委員会を設置し、その提言を踏まえ、平成25年度より自治の深化に向けた検討を行い、区の権限強化に係る取り組みを進めてきた。一方、国においてはよりよい地方自治を目指して議論が行われていた第30次地方制度調査会による、住民自治を強化するため区の役割を拡充すべきとの答申を踏まえ、平成26年5月に地方自治法が改正され、総合区制度の創設等、区の役割が拡充された。また、昨年度、自治協議会の皆様などとともに策定した総合計画「にいがた未来ビジョン」においては、人口減少社会の中、持続可能な行政サービスを提供できるよう、行政の組織・機能の効率化や、区の規模や数などを含めた区のあるべき方向について検討を進めることを明記させていただいた。こうした状況を踏まえて、総合区制度の採用も含めた本市の将来に向けた中長期的な区のあり方に係る大きな方向性について、あらゆる可能性を含め議論していただくため、有識者で構成する新潟市区のあり方検討委員会を設置した。

2の検討の進め方だが、今後の区のあり方について、本市の地域特性を踏まえ、これまでの取り組みについて評価、検証いただいたうえで、（3）に記載している四つの論点について整理していただきたいと考えている。

総合区制度への対応については、先ほどもお話ししたとおり、昨年地方自治法の改正により、現在の区よりも役割、権限を拡大させた総合区が設置可能になった。区長も現在の部長級

職員の区長から議会の議決を得て選任される特別職、いわば副市長並みの区長となる。総合区については大阪市で検討を始めたと聞いているが、現在のところ、これを導入しようと考えている政令指定都市はない。本市がこれを導入した場合、どのような効果、影響があるのか、整理をしていただきたいと考えている。区の権限強化については、総合区制度の採用以外に、これまでの本市の取り組みを踏まえて、今後の区の権限強化に向けた方向性はどうか、さらに進めるべきか、進めるとしてどのような方法が望ましいかなどの整理、ガバナンスのあり方については、今後、よりいっそう区の権限強化を進めていく場合、それに対するガバナンス、つまり市議会や住民等の行政に対する監視機能はどうかの整理。区の規模や数については、これから新潟市でも人口減少が進むと想定されている。そのような中、中長期的に見て住民に身近な区政と持続可能なサービスを提供できる効率性という観点を踏まえて、区の規模や数について将来的にどのような方向がありうるのか、考え方を整理していただきたいと考えている。

スケジュールについては、7月27日に第1回検討委員会を開催したところだが、今後、年度内に3回、全部で4回程度検討委員会を開催し、提言を取りまとめていただきたいと考えている。

なお、本委員会では総合区の採用、区の再編といった一つの方向性を取りまとめていただくのではなく、あくまでも論点における課題整理をお願いするものである。この四つの論点について、各委員の専門的な知見やこれまでの経験を踏まえて考えられるいくつかの方向と、それを選んだ場合の課題や影響などについて整理をしていただきたいと考えている。今年度取りまとめていただく提言を基に、来年度以降、より具体的な議論を進めていくこととなった段階で、自治協議会の皆様をはじめ広く市民の皆様のご意見を頂戴したいと考えている。

次に、委員名簿をご覧いただきたい。若干、委員の説明をさせていただくと、今回の委員会については、各委員の専門的な知見や経験を踏まえて考え方の整理をお願いしたいということで、国の地方制度調査会という地方制度の大本を決める審議会の委員や各界の代表者、また、合併等の経緯にも詳しい初期の自治協議会の会長等にできるだけ入っていただいている。今回は、専門家の知見による考え方の整理が目的であり、一つの方向に決めることは考えていないので、公募委員は含めなかった。

先般開催した第1回委員会では、分権型政令市に向けた本市のこれまでの取り組みや本市の現状について説明した後、ご質問やご意見、次回までの資料の要求等を伺った。第2回検討委員会は10月以降を予定している。第2回委員会より、四つの論点について具体的な議論を進めていく予定となっている。提言がまとまったら改めて自治協議会の皆様に報告させていただきたいと考えているので、よろしく願います。

○議長（棚村会長） 新潟市区のあり方検討委員会が設置されたということである。これについて分からない点、ご質問はあるか。

○田村委員 一つお願いしたい。委員のところで、会長、副会長がいると思うが、その方のお名前をお願いしたい。

○三浦大都市制度・区政創造推進課長 第1回の委員会で座長と副座長を決めさせていただいた。委員名簿の、座長は上から2番目の確井光明明治大学法科大学院教授である。この方は、現在、先ほど申した地方制度調査会の副会長をされている方である。副座長については、その下の長谷川雪子新潟大学経済学部准教授である。市のほかの審議会の委員もなさっている方で、非常に地元の課題にも明るい方である。

○西脇委員 用語の説明で、総合区というのは簡単にどういうことなのか教えていただきたい。

○三浦大都市制度・区政創造推進課長 総合区というのは、先ほども若干お話したが、昨年の地方自治法の改正で新しく総合区というものもそれぞれの市の考えによって取り入れることができることになった。どういう違いがあるかということ、総合区の役割、権限を拡充しようということ、例えば、区の職員の人事権のようなものも区長に与えとか、予算についても市長に対して具申できる権限を与えるという形で、現在の区制度よりも幅広い権限や役割を担えることになっている。ただ、具体的にどこまで担えるかということろまでは法律では決まっていないので、それぞれの市の考え方によって変わってくると思う。

はかなり広いので、来年の3月までにことあるごとに南区の優位性を協議して、一つの方向性を渡辺区長に出して、未来永劫存続するように私も望むし、下手に数や何かで割って統廃合というのは考えるべきではないと思う。今、言われたように、ことあるごとに棚村会長の下でこういう方針をこの委員会にお出しするように、逆戻りではなくて、こちらから提言できるような場を設けてほしい。

○議長（棚村会長） これは区に回答を求めるか。

○渡辺（康）委員 提案である。

○議長（棚村会長） では、それについては会長、副会長の間で話をさせていただいて、後ほどご報告させていただきたい。とりあえずのところ、今回はその委員会が設置されたということで、南区からは前南区自治協議会会長の小林地区の小田氏がいるので、小田氏もその辺の南区の思い、現状の部分はとてもよく知っていらっしゃる方なので、その辺のところはおっしゃっていただけるのではないかと思っている。しばらくの間は検討委員会の話の進み具合を見せさせていただきたい。

ほかにいかがか。

ご質問がなければ、この委員会設置についてはここまでとする。

3 議事

（1）南区自治協議会委員提案「外灯（防犯灯）の維持、管理」について

○議長（棚村会長） 3の議事に入る。南区自治協議会委員提案の外灯（防犯灯）の維持、管理についてである。第1部会で協議がまとまったということなので、第1部会の佐々木部会長から報告をお願いする。

○佐々木委員 第1部会長をやらせていただいている佐々木である。

資料は事前配付させていただいているので、要点のみ説明する。資料2をご覧ください。南区自治協議会第1部会に付託された以下の案件について報告する。付託日は平成27年3月25日、第12回自治協議会だった。平成27年2月5日に提出された南区自治協議会委員提案外灯（防犯灯）の維持、管理についての協議である。

内容は記載のとおりで、提案者は小林誠委員。提案趣旨としては、臼井地区コミュニティ協議会内の自治会より、外灯（防犯灯）の維持、管理について、一部の地域では新潟市が直接行っているところがあるので、不公平がないよう改善してもらいたいとの発言があった。これは合併時に生じた不公平ではないかということで、一自治会だけの問題ではなく新潟市全体の問題ということで、南区自治協議会としてよい方向に改善できるよう協議し、提案をお願いしたいという旨であった。

これについて、第1部会で協議した概要を別紙にまとめたのでご覧ください。まず、防犯灯と道路照明の定義や管理方法について南区総務課より説明があった。防犯灯や道路照明の区別や維持、管理の仕方については、合併前の各市町村の財政状況や考え方によって異なっていたということである。

次に、不平等感の協議である。記載のとおり、さまざまな意見が出た。結論として、不公平、不平等感は一それぞれとらえ方、観点、認識というさまざまな言葉で表現されるが、協議に参加しているそれぞれの考え方の差があったという見解となった。

次に、設置、電気料の地元負担についての協議である。記載のとおり意見が出た。主な意見、方向性としては、不公平か否かについて委員同士の意見が異なるのであれば、公共性、省エネの観点から市が負担すべきものとする。したがって、LED防犯灯設置の3分の2補助を100パーセントに補助率を改定するよう要望するというまとめになるのではないかと。全額が無理なら、補助率を上げてもらってLED化を推進していく、LEDに替えやすいように補助率をアップしてほしいという意見や、制度改正前にLED化を進めた自治会が不利益にならないようにしてほしいということだった。協議概要については以上である。

1枚目の資料に戻っていただき、第1部会の協議結果に入る。協議結果は先ほど協議概要でも方向性として説明したが、公共性、省エネの観点から市が負担すべきものとする。自治会がLED化を進めやすい環境作りと負担の軽減が図られるよう、LED防犯灯設置の3分の2

補助を100パーセントに補助率を改定するよう要望する。併せて、制度改正前にLED化を進めた自治会が不利益にならないよう考慮してほしいということになった。第1部会の協議事項については以上である。自治協議会本会議での協議をお願いします。

○議長（棚村会長） 協議に入る前に、皆様のお手元に資料があるが、新潟市の防犯灯制度について改めて事務局より説明をお願いします。

○堀総務課長補佐 総務課より、2月の南区自治協議会で委員提案された外灯（防犯灯）の維持、管理について、現行の市の制度と防犯灯事業の財源について改めてご説明する。事前配付されている資料2-1をご覧ください。

まず、外灯の種類としては、現行の新潟市では大きく分けると防犯灯と道路照明の2種類に分けている。防犯灯は夜間の犯罪防止などを目的に自治会、町内会が自主的に設置、管理していただいている。市では地域との協働により安心・安全な地域づくりを進めるため、設置費及び電気料の一部を補助している。また、現在の道路照明はどのような基準で設置しているかというと、国土交通省が示した道路照明施設設置基準に準じて、交通の安全確保のため主要道路の交差点や橋梁などに市が設置している。

次に、2番、南区内の合併前の旧市村の状況と合併による変化である。合併前の自治体では、先ほど部会長の話にもあったがそれぞれの自治体の方針により道路照明、防犯灯を維持管理していたが、合併協議により平成17年3月からは新潟市の制度に統一して対応してきた。合併前当時の話だが、味方地区のことで白根地区を含めた地区を比較するような形で説明させていただきたい。味方地区は昭和42年に当時の村長が政策の一つとして「村を明るくする運動」を実施した。そのことによって地域や自治体管理の防犯灯が村管理に移行された。なお、味方地区についても合併後に新しく防犯灯を設置した場合は、新潟市の基準で補助を受けて設置し、管理も自治会で行っている。補助率やそのほかの経過については後ほど詳しく説明したい。

3番の合併後の市補助制度拡充と負担軽減である。平成23年4月の改定は、今まで合併時に行ってきた補助制度が現行の制度として合わなくなってきたことと、電気料金の高騰と契約ワット数の差により現行制度が合わなくなってきたことである。そのことにより、これまでの定額補助から定率補助に改正してきた。また、その後、平成25年からはLED灯の普及促進のため補助率を2分の1から3分の2に引き上げた。平成24年9月には事業仕分けを受けて、事業の手法、内容の改善を行うという判断を受けた。そのことを受けて平成25年度からはLED灯の電気料を全額補助、今まで2分の1から10分の10の補助に改正した。

防犯灯に関する市の基本方針について一番下に四角囲みで書いてあるが、市の基本方針について、地域と行政による協働という観点から設置、管理は自治会、町内会にお願いし、市はそれに費用補助することを基本として、補助制度を全市統一の制度として行っている。また、新たに自治会から防犯灯を市への移管や市から自治会への移管はしないとしており、現行の防犯灯に係る制度上において不平等感はないものと考えて進めている。

今言った考え方については、市長も平成27年2月議会、6月議会で防犯灯に係る一般質問に対して答えている。補助制度を有効活用し、LED灯に替えていただくことにより防犯灯への地域負担を少なくしていきながら、格差、解決策については住民参加も含め、今後、先行モデルで考えていくと答弁している。これを受け、江南区のほうで、動きがあるようである。たしか小林（誠）委員からも資料の提供があったと思うが、その内容は、江南区では、区の課題として、現在、自治協議会において特別部会を設置して協議されている。ここについても7月25日に新潟日報の朝刊に載っていることである。

以上が防犯灯に係る制度説明である。今、私のほうで説明したが、それを分かりやすくするために皆さんのほうにA3判のポンチ絵というかイメージ図が配付されていると思う。これについては、先ほど言ったように南区内の旧味方村と旧白根市を比較して見られるように左右に並べている。最初に、左側の旧味方村は、合併前では道路照明、防犯灯という区分けがなく、道路を照らす外灯、照明ということで村が管理をする。自治会が設置管理する制度ではなかった。右側の旧白根市は赤で囲った部分が道路照明で、市が設置管理を行っている。青で囲った部分が防犯灯で、自治会が設置管理をしていた。当時の白根市は灯具を支給し、電気料については自治会が100パーセント負担していた。この事例にあるとおり、合併前は市町村により

外灯の対応はさまざまであったということがあった。合併に伴う事務事業の調整により、合併後は旧新潟市の制度に統一することとなった。その後、平成23年と平成25年に制度の見直しを行っている。

例えば、この表の中で味方地区の例を見てみると、味方地区においては新規に設置する防犯灯については白根地区と同様に自治会が防犯灯の補助制度を利用しながら自らが必要とする場所に設置して管理を行っている。味方地区の自治会にとっては新規設置の防犯灯以外は合併前も合併後も何も防犯灯の負担に関しては変わっていないということである。白根地区の自治会については、白根市のときには電気料の補助がなかったが、合併後は電気料が補助されるようになり、負担が軽減されたことが分かると思う。

次に、防犯灯補助制度の現状についてもう一度ご説明する。市では先に述べた地域と行政による協働という観点から、防犯灯の設置、管理は自治会、町内会。市はそれに費用補助することを基本とし、自治会等防犯灯補助金交付要綱を定めている。自治会、町内会またはその連合組織は当該地域の夜間における犯罪防止、明るく住みよいまちづくりを目的として自主的に設置管理する防犯灯に対し設置及び電気料の補助を受けていることになる。

続いて財源内訳である。先ほどの資料2-1の裏面を見ていただきたい。平成26年度の自治会等防犯灯補助金については、決算前の申請件数からの数値となるがご覧いただきたい。1番の防犯灯財源内訳である。防犯灯の電気料補助金としては6万6,157件の申請があり、約1億1,924万円を補助している。設置補助金については市全体で1万785件の申請があり、約2億1,285万円を補助している。南区の状況については、表の右のほうに市、南区と表記してある所を見ていただければと思う。続いて財源の内訳として、電気料、防犯灯を含めて一般財源で2億7,964万円。LED灯などの導入促進を図るための補助率の上乗せ分については、ごみ処理手数料の市民還元事業として約5,245万円を支出している。一番下の右側にLED灯を1基設置したらどれくらいの費用がかかるか、標準的な、こちらに申請されているものでは、1基3万円ほどかかる。これは電柱等につけるようなもので、新たに灯柱を建てるという形ではない。市が3分の2補助で2万円、自治会負担としては1万円、設置後の電気料については10分の10ということで補助している。平成27年度は約600灯の申請がある。

あと、制度の活用については自治会、町内会を中心に新潟市補助制度の手引き、要綱集のほか、南区で作成した自治会、町内会ハンドブックの配布と説明を行って事業の啓発に努めている。このように自治会長、町内会長に補助事業と手続きなどが分かるようになってきている。

○議長（棚村会長） 先ほどの第1部会の協議結果と、今、南区総務課から補足説明があった。それを踏まえて、これから協議を進めたい。皆様方、ご意見があればお願いします。

○渡辺（悦）委員 先ほどのご説明をお聞きして思っていたが、味方地区は過去の分については道路照明となっているようだ。味方地区の既設のものについてはLED化にどのくらいの率でどのようになっているのかお聞きしたい。併せて、今、この資料をいただいたときに考えていたが、例えば、設置のときに100パーセントの補助になったとき、どのようになるのだろうと。私が住んでいるのは新興住宅地でどんどん家が建ってくる。そのときに自治会で相談して、毎年予算を取って、その自治会の基準でここに建てようと、このところは家が少ないけれども明るいほうが安心・安全のために必要ではないかということで、その自治会の基準で防犯灯を設置している。例えば、100パーセントになったときに新潟市全体の基準で設置してもらえる、たしかにただでいいがその自治会に合った自治会の独自の事情に合った設置をしていただけるのか。それは全く予算があるし、同じ基準で設置されたのでは100パーセントというのはよくないのではないかと。それよりも各自治会に任せていただいて、設置基準を今のようない基準でやっていったほうが、補助率をアップするならいいが、やはり任せていただいたほうがより私たちにとってはいいのではないかと考えている。

○議長（棚村会長） いろいろなご意見があると思うが、まず、今、渡辺悦子委員から出たご質問について、今後100パーセントになった場合はどうなっていくのか、どなたかお答えいただけるか。

○堀総務課長補佐 今、例えば、皆さんが自治会の中でここに外灯があったほうがいいのかという

ことで防犯灯を設置されると思う。それも多分、基本的には皆さんから町内会費や自治会費を集めてその中で建てられる数、例えば、ここに2本建てたい、この新興住宅地、何軒か建ててきたから安全のために防犯灯があったほうがいいということで、計画的に設置されると思う。ただ、今までケースがないが、新潟市が万が一、100パーセント設置補助になると、あの地区は防犯灯と防犯灯の間が、例えば、20メートルしかない、15メートルしかない、あんなものはおかしいだろうと。うちは40メートルも離れているところに設置されているというときに調整が必要になる。そのため、一定の基準が設置されると思う。そうでないと、逆にその時点で不平等ということになると思う。本当に自治会としてほしい部分ばかりではなくて、場合によってはここはあまり人が通らないから要らないだろうと言われることもあるかもしれない。今まで防犯灯に関して100パーセント補助というのは設置についてはまだやっていないので予想でしかないが、一定の基準をつけなければ、今度はあちらこちらに全部造ってくれと言われると、例えば、5メートル間隔で防犯灯を造ってくれ、10メートル間隔で造ってくれ、あるいは20メートル間隔で造ってくれということになると、べらぼうな予算がかかってしまうことが予想される。その点に置いて、あくまで自治会が負担する範囲内で自分たちが一番いいと思う所に防犯灯を設置するという形で行われているのが、もし100パーセント補助になるとその制度が変わるかもしれないということである。

もう一つ、既設の味方地区の照明がどうなっているかということだが、味方地区についてはまだLED化がほとんど進んでいない。むしろかえって自治会、町内会が新しく補助制度を使って替えている白根地区のほうが進んでいるのではないかと思っている。今のところ、味方地区はまだ1割まで行っていないと思う。ただ、白根地区は防犯灯の補助金を使ってLED化されているところで4割くらい行っているのではないかと思っている。

○小山田委員 先ほどのご質問の中で、小林（誠）委員がはじめに提案された中では、趣旨は既存の防犯灯の負担が基本になってはじめての問題が出てきたのだと思う。今、渡辺（悦）委員がおっしゃった新規うんぬんというものと既存の取り替えるうんぬんというものを分けて考えないと、今の申請は新規で申請する。既存のものは器具取り替えでLEDに替えているし、同じLEDに替えるにしても新しいものは新規という中で市に申請しているので、当然、それはまた審査というか、既存のものは既存でそこにあるのだからそれをLEDにする場合の補助率を基本的に上げてほしいということである。

先ほど堀課長補佐が味方地区ではほとんど進んでいないといわれたが、味方地区は圧倒的に防犯灯の数が少ないので軽減するというのは目の前に上がっていない。LED化しようというのは自治会負担が多いからLEDに経費をかけて自治会負担分をかけても将来的に来年から電気料が、今、10分の10とおっしゃったが正確にはではなく、9月分の電気料かける12である。今までは9月分の電気料かける6という試算で補助をいただいている。新しく設置するものと既存のものと分けて考えないと、渡辺（悦）委員がおっしゃった、ここに付けたいというのは自治会が希望してそこに付けるので、その補助をどうするかという審査が当然あると思う。勝手に市が付けてこれをどうこうではなく、自治会から申請があったところを審査してつけよう。今でもそうなのだから、これはだめだと言われればだめである。ほとんど認可になるというのが現状だと思うが、申請がきちんとしてあって、市が勝手に防犯灯をつけていくわけではない。

市が管理している道路照明というのは自治会からLEDにしてほしいとか何とか言って替えているものではない。市の考えで、器具取り替えのときに一部LEDになっているところもある。それはどういう事情か分からないが、同じ中でもLEDのついている、それは例えば電気がつかなくなったから替えてほしいと市にお願いして市が業者に委託して替えに来る。防犯灯は自治会が直接業者に委託して替えてもらって、あとで経費を市から補助していただくというシステムである。根本的に少し違う。

○議長（棚村会長） 少し整理したいと思う。第1部会の協議結果は、既存の防犯灯をLEDに替えるときに負担の軽減をお願いするということである。新規につける場合はどのような方法というか、何か。

○小山田委員 先ほど渡辺（悦）委員がおっしゃった、今まで自治会でここがいい、あそこが

いいという中でつけていただいたものが100パーセントになると市が勝手につけるという感じで私はとらえた。ただ、補助の問題だけを言っているのもであって、新規でここに付けてもいいかという中で市に申請して新しいものがついている。既存のものは現にあるわけだから、それをLED化するのは100パーセント認められると思う。新規うんぬんというのは、堀課長補佐から答弁があったようにいろいろな規制の中で、今でもこれもいい、あれもいいということではなく、新しい柱を立てて新設するという事はそうではないと思う。既存の電柱を使ってというのは案外簡単に申請が下りるが、渡辺（悦）委員がおっしゃった、市が勝手に防犯灯をつけていくようになるのではないかとというのは違うと私は言いたい。会長が言ったように新設も100パーセント補助をしていただきたいのはもちろん。

○議長（棚村会長） ということは、既存のものをLED化するとき、あるいは新設をLEDで立てるとき、全部市に灯具も電気代も出してもらえるような補助金にしてほしいということか。先ほど渡辺悦子委員が言ったのは、そうなるとお金がかかるので新しく立てるのが大変になるのではないかとという意味合いで取ったがどうか。

○渡辺（悦）委員 100パーセントになると、今、予算があるわけだから、そのものが増えるようになればいいと思うが、もしもそう簡単に予算が増えない場合は、今、3分の2補助のものが1.5倍遅くなるわけだし、100パーセントの補助であれば我も我もと申請を、交換になったとしたら大変になるのではないかと。今、自己負担があってそれぞれの自治会で予算の取れる範囲でそれぞれのところで考えながら申請をしているのが現実だが、100パーセント補助になるとしたらそれが外れるわけだから、どうなるのか予測がつかない感じがする。それよりも、補助率のアップならまだ少しは分かるが、今、現実には1万円のおおよその負担だということだし、どちらが本当にいいのかなど。いいのかではなく、私自身は少し負担があっても各自治会、補助という名前になるが100パーセントになったら市の管理になる。それよりも各自治会の実態に合わせて管理しながら防犯灯を。防犯灯というのはとても身近な存在だと思うから、各自治会で管理しながらのほうがいいのではないかと考えている。

○小林（誠）委員 今、100パーセントになった場合に我も我もと言われたが、今の補助制度の中で各自治会で1年に20基までという規制がまず入っている。私たち第1部会でもそういう話が出たが、1年間にどれくらい費用がかかるかとかそういうものについては、私たちが頭を悩ますことではないと思う。それは行政のほうで、今年の予算はこれだけあるからこのくらい、10基になるのか5基になるのかという範囲の中で試算することである。私たちはこういうものをお願いするというものを出しているのもであって、行政の予算までこちらで考える必要はないのではないかとということで第1部会では話が決まっている。我も我もというのはない。今もそうである。どうしても予算があるので。それで20基。それが15になるのか10になるのか。それが1年になのか2年になるのか3年になるのかという考え方なので、我も我もということはないと思う。

それと、今、私が提案しているのは、味方地区もそうだが江南区の旧亀田町もそうだが、防犯灯のようだが道路照明になっている。それはなぜかということそれは全部旧町村でやったからである。ただし、白根地区はきちんと道路照明と防犯灯に分かれている。これが本当に不公平でないのかどうかということだと思う。それを解消するためにはどうしたらいいかとなると、今、LED化することによって電気料が約100パーセントになると。なぜLED化するかとなってくると思うので、大きな団地はLED化するとき皆さんからお金を集めればいい。では、小さい村となると、それを3年間、4年間にすると1世帯当たり5,000円や1万円という負担が出てくる。それがいいのかどうかということになってくると思うので、第1部会としては、お願いだからこれを絶対にしてほしいという話ではないので、第1部会ではこのように決まったと言うことで100パーセントの補助をお願いするということを出したいということである。

○議長（棚村会長） もう一度資料2に目を向けてまとめたいが、内容のところの、なるべく自治協議会としていい方向に改善できるようにということのいい方向というのが防犯灯設置の3分の2補助を100パーセントに補助率を改定するというのがいい方向ということによるのか。それで、これを新潟市に提案をお願いするという方向で、何らか新潟市に提案をして

いきたいということでもよろしいか。第1部会からはそういう方向でいただいている。

私から一つ質問があるが、協議結果の下から2行目のところ、併せて制度改正前にLED化を進めた自治会が不利益にならないようにというその不利益の部分で考えられる不利益にはどのようなものがあるか、何か話題になったら教えていただければと思う。その自治会が不利益にならないようにというところの言わんとするところを教えていただきたい。

○**小山田委員** いろいろな事情があって、先ほど小林（誠）委員が言ったように、私の自治会も何軒もない中で、2軒が1灯の防犯灯を保持しているということで、防犯灯をLEDに替えなければ毎年電気料を負担すると。LEDに替えれば設置料は1基につき約1万円かかるが、先ほども言ったように電気料については9月分の電気料かける12ということでほぼ100パーセント補助をいただけるという中でLEDに替えていこうということで、替えるにしても1基約1万円の負担がかかるので自治会としては個別住民としてはものすごい負担である。先ほど小林（誠）委員が言われたように何軒もある大きいところは1年に20灯という規制の中では年間にかかる負担はそうないが、そういう中で、では、いろいろ含めた中でLEDの省エネうんぬんということで市も推奨した中で、補助もアップしてあるのだから長期的に見てLEDに替えようという積極的に関与するとか、市も推奨しているという中でいち早くLED化した中で、そういう要望が多いから、例えば、来年はないかもしれないが2年先でも3年先でも100パーセント補助するといったときに、いち早く自己負担というか自治会負担で設置したところが、考え方によってはそんなものはどうでもいいからもう少し待っているということでLED化を全くしていないところには100パーセントの補助をもらって、早くしたところが補助率うんぬんという中では、結果的に、早くLEDにしようと言ったところが負担が多くて、そんなものはかまわないでおけということが結果的に100パーセントになるということにならないようにというのは、その時点から、これは市の中で不可能なのかどうか分からないが、さかのぼった中で何らかの補助をしていただければということである。

○**原（五）委員** それぞれの立場でご意見は十分分かるが、行政にお聞きしたい。今ある、例えば、味方地区の道路照明として設置してあるところが壊れて、それを市が道路照明として交換するのか、それとも市が道路照明と防犯灯の基準をきちんと決めておいて、それに従って助成するとか市が入れ替えるとか、そういう考え方が決まっていなくて、今あるものが壊れたらどこが交換するという基準がない。その辺をきちんと決めてもらわないといつまでもこの話が続くと思う。要望するのは要望するでいいだろうが、その辺の市の考え方ははっきりしないと堂々巡りになっていくような気がする。

○**堀総務課長補佐** 今、味方地区に設置してある道路照明あるいは防犯灯と言われるものについては、合併前から引き継いでいるものについては建設課が防犯灯の管理等をやっている。壊れた場合にずっと放っておくのかということになると、それについては市の財産になっているので、当然、市の財産が壊れた場合は市がそのまま修繕すると。灯具が壊れた場合は灯具を直すということで、今、継続している。

○**原（五）委員** それがおかしいということである。ほかの地区は防犯灯と道路照明と分けてつけているわけだから、道路照明が必要なところは道路照明になるし、市が地域の防犯灯ということになればそれは防犯灯になってしまう。ただ、財産を引き継いだからいつまでも交換しなければならぬということになると、では防犯灯は全部市で財産化して、各町内会が寄付して財産にしてしまえばいいことであって、先ほどの市の話はおかしいのではないか。

○**佐々木委員** 今の話が第1部会するときに出て、話が二転三転してまた同じところに戻る。別紙の第1部会の協議概要のところを書いてある不平等感について今一度読んでいただきたい。それは何かというと、合併以前のことはいさつもあるので問題にすべきではないということで皆さんが納得されたのは間違いないという点は認識していただくようお願いしたい。

○**渡辺（康）委員** 私は、今、原（五）委員が言ったことに賛同する一人である。行政は合併時に各市町村の特性あるものは存続させると言って合併した。費用のかかるものについてはその地区に任せて、かからないものは吸収し、10年たった今、一コミュニティから不平等と。確かにだれが考えても不平等である。子どもでも分かる。そして、第1部会の委員の検討意見を提出する。それに対抗して、行政が頼んでもいないのにわざわざ地図を描いて防犯灯だ道路

照明だと色分けをする。原（五）委員の言うとおりである。南区としてはすべて財産化して市に寄付すると。平成28年度を目途にしてすべての料金は市が持つ。それほど面倒なことではない。逆に言うと、今言われたように各自治会が補助申請をする。9月分の6か月分。それを逆にしていただきたい。今、市が払っている。各地区に防犯灯なるものが設置されている。各自治会は3月までに市が立て替えている分を納入してほしい、お願いすると。自治会で、公共性があるものだから払えない。何とかお願いするではないだろう。申請しなければ黙って自治会の補助分などはなくなる。気の利いた自治会長なり継続してきた自治会は3月までに補助をもらうだろう。逆転の発想だと思う。

私は行政の皆さん、すべてとは言わないがあまり信用していない。建前ばかり言う。昔、こういういい話で8区でまとめて市が持つという意見が出た。なるほどなど。10年一区切りでいいではないかと思われる案件であっても、南区行政はたてついたようにこういうものを出してきて私たちに説明する。そうすると、一般市民の皆さんは今までの制度は間違いではないと、やはり継続すべきだと思ってしまう。しかし、違うと思う。住民主体の政令指定都市を目指しているのに、こんなことでだれの意見がどうの、最後のところに部会報告に対する会長のまとめを見てもらった。だれの意見か分からないが当てはまらない感想が書いてあるし、そんなものはコメントすべきではないと思う。

ということで、前に出るような方向で会長はまとめて、南区の意見として8区の会議のときに皆さんに披露し、前進するようにお願いします。

○佐々木委員 渡辺委員のおっしゃった意見に補足するが、経過をたどっていくと、前回の自治協議会で市嶋委員から防犯灯、道路照明に関しては資料がなければ何もできないとおっしゃっているし、部会の委員の中でも半分以上の人が替わられた中で、私自身の部会長としての進め方が悪かったが、半分の人には知っているし半分の替わられた人は全く知らないのだと。それで、前回、本会議のときに市嶋委員から言われたので、私自身がもう一度第1部会に持ち帰って資料を整えた上で検討すると私はこの場でも言ったと思う。

それともう一つ、この資料に関して、私自身が市嶋委員の言葉どおりに少しでも近づけようと思って、皆さんからより分かりやすいようにということで私からお願いしてあるので、その点をお願いします。

○議長（棚村会長） 南区自治協議会として、先ほど確認させていただいたが、この協議結果によれば南区自治協議会として新潟市にこのようにしたほうが良いという提言を上げていくという部会報告なので、それを上げるのか、それによろしいかという判断をしたうえで、皆さんからご意見をいただいてよろしいということで上げることになる。

○西脇委員 いろいろ意見が出ているが、私は第1部会が提出したこの内容、不平等感についてのことで、過去を話していると先に進まないような気がしている。例えば、3分の2補助だったものを100パーセントにすると、当然、全体の予算の枠があるので設置できる数は減ってくると思う。不公平感については、過去のことは飲み込んで、この先どうやって不平等感をなくしていくかということの第1部会の結果ではないかと思うので、第1部会を尊重していきたいと思う。

現在、味方地区に設置されているものが壊れたときに入れ替えるというのは、市の財産だから建設課のほうで直すということではなく、それも今後、新規と同じ扱い。壊れたものを新しくするという事は、当然、年間の予算の枠内で入れ替えていくと。全く既存の街路灯を壊れたら市が丸抱えでそれを直して、どう表現したらいいか、既存のものが壊れたときも新規の扱いで、例えば、その自治会で10灯の予算があるとしたら壊れたものを直すのもその枠内で直していくという形にすれば。とにかく、過去まで不平等感と言っていると先に進まず堂々巡りになると思う。

○議長（棚村会長） ということは、味方地区の自治会の方に負担が生じるということになる。

○西脇委員 補助率が100パーセントになるのだろう。

○議長（棚村会長） 補助率が100パーセントになればということか。

○西脇委員 そうである。当然、例えば、今まで20基まで認められていたものが10基とかそのくらいに、その辺は100パーセント補助されることになれば設置できる年間の数が減る

のは仕方がないと思って当然である。数を少なくして100パーセントにするのか、今までどおり3分の2補助で20基認めてもらうのか、それはどちらでもいいが、今後、味方地区の既存の機器が壊れたときにそれも新規でつける数、100パーセントであれば10基、3分の2補助であれば20基という中に壊れたものを新設するのも含めるような形にすれば、今後、あまり不平等感を抱かないでいけるのではないか。過去のことは問わないということ。

○丸山（新）委員 少し事例がおかしいかもしれないが、今、議論されているのは、南区内の旧市町村の防犯灯、道路照明の件である。ところが、前に新潟日報で、あれはどこの区だったか、やはりこういう問題が出ていた。私としては、この南区だけの問題ではなく、合併当時、14市町村が合併したわけなので、私どもと同じような境遇の中でいろいろなことに苦しんでいると思う。防犯灯あるいは道路照明について第1部会でかなり議論されていたが、これについては、各区の方々の様子はどうか、お分かりであればお聞かせ願いたい。

○堀総務課長補佐 先ほど私の説明の中で申し上げたが、江南区が同じく自治協議会の中で特別部会を作って協議しているということ把握している。ほかの区はまだそこまで防犯灯に関しての話が出ていないというのが現状である。

○原（五）委員 第1部会の提案は、要は全部市が持つという要望なので、それでいいのではないか。どこの地区がどうこうということではなく、不利益になるという言葉が入っているからおかしくなったのであり、全部100パーセントならみんな解決するのではないか。ただ、先ほど言ったように市にやる気がないのであれば、基準を作るしかないのであって、地域として要望を出すのはこれでいいと思う。多分、江南区もこのような内容で出されるのではないか。不平等を解消してくれということ、今の一番いい状態にしてくれということなので。

○西脇委員 一つ聞きたいが、先ほど不利益になるということの説明の中で、同じ自治会の中で受益者負担のような形で発生するのか。全部自治会としてだろう。今、話を聞いていたら、2軒のところもあるし何軒もいるところもあるという例え話があったので、受益者負担のようなものが自治会の中であるのだろうかと思ったが、そうではないのか。

○木村委員 こういう機会は初めてなので質問するが、防犯灯の今ある数は現状のままなのか。あと、先ほどから道路照明は新規の場合は防犯灯にはならないで道路照明となるのか。あと、どの位の割合で防犯灯は把握してあるのか教えてもらいたい。

○堀総務課長補佐 防犯灯については、うちのほうで把握しているものは皆さんが管理しているもので、電気料の補助金申請を上げてきたものだけを把握している。例えば、商工会で負担しているような商店街の照明などは全く把握していない。

今把握している数が、先ほどの資料2-1の裏面のほうで、電気料補助申請が②の真ん中のほうにある。南区では平成26年度で4,805灯の申請がある。申請については、区総務課で全部の自治会に防犯灯の補助金申請時期に案内している。先ほど小山田委員が9月分の電気料と話をされたが、その少し前に電気料助成について通知をさせていただいている。通知をしても、申請されない自治会も中にはある。申請されていない自治会については、11月とかに再通知をするが、自治会長によっては、例えば、1灯しかない、2灯しかないとなるとわざわざ役所に行って申請するのが面倒だとか、東北電力の領収書を見つけるのが大変だとか、手続きが面倒、あるいは自治会長が半年交替あるいは1年交替でやっている方で、どうしてもお勤めになっている方がいるとわざわざ休んで役所に行かなければならないというものについては非常にいやがる人も中にはおられる。郵送でもいいという話はするが、それも面倒だから申請しないという人も中にはいる。しかし、防犯灯を管理しているほとんどの自治会からは、補助金申請を上げてもらっているのが現状である。

道路照明については、今、資料を持っていないので答えられない状態である。

○小山田委員 地域のは道路照明になるのか。

○堀総務課長補佐 例えば、味方地区に新しく自治会が防犯灯をつけた場合は道路照明ではなく防犯灯になる。それは白根地区でやっているのと同じような補助金申請をして、今度は自治会が管理していくという状況である。

○議長（棚村会長） 皆さん方の意見の一致を見ないと前に進まないが、ご意見が出尽くしたと思ってよろしいか。おっしゃりたいことがある方は今のうちである。

○大橋委員 道路照明と防犯灯の違いがよく分からなかったが、国土交通省で決められてしなければならないのは道路照明で、防犯灯は地域によって、ここは暗いから安全のために立てようということで理解してよろしいか。

○議長（棚村会長） 道路照明は、道路管理者である。

○大橋委員 前の会議のときによく分からないので第1部会でもう一度揉んでいただきたいと言ったと思う。それで皆さんに一生懸命揉んでいただいたので、私たちもまだよく分からないところはあるが、先ほどおっしゃったように一生懸命やった方のあれを尊重していいのではないかと思う。

○議長（棚村会長） ご意見がなければまとめさせていただきたい。第1部会の協議の結果を基に、これをこのあと新潟市にこのように提言するというので、挙手で決を採ったほうがいいと思うが、よろしいか。提案するというのでよろしいという方は挙手を願います。

内容的にはこれを提案するというのでよろしいか。

では、今後どのように提案していくかということだが、以前、自治協議会会長会議へ持って行けないかという話もあったが、その後市民協働課に確認したら、会長会議の場はいわゆる連絡調整の場であって議論やそういう場ではないということだったので、この提案は会長会議には出せないということで、持って行き方をこれから事務局と協議して、このような形で提案するというのを、今後またご報告させていただきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、議事は以上とさせていただきます。

4 報告・連絡事項

(2) 部会報告

○議長（棚村会長） 次第4(2)部会報告について、部会の検討状況を各部会長から報告していただく。

第1部会の佐々木部会長から願います。

○佐々木委員 第1部会長の佐々木である。

8月5日に第4回第1部会を開催した。会議内容として、防犯灯協議について、南区公共交通PR事業について。協議結果は①の昨年度の自治協議会で第1部会に付託された委員提案、外灯(防犯灯)の維持、管理について、これまでの協議内容を振り返り、報告内容のまとめを行った。②南区公共交通PR事業について、今年度実施する取り組みについて具体的な内容の検討を行った。また、9月開催の「南区たからいち」会場で区バスPR(バス車内のクイズラリー)について、当日実施する内容の詳細と当身体制を決定した。

○議長（棚村会長） 質問は全部の部会報告が終わってからとする。

続いて、第2部会の西村部会長から願います。

○西村委員 第2部会、8月6日に第4回を開催した。家族ふれ愛月間について、ポスター、チラシ等をどういふものにするかということと、啓発リーフレットの内容等打ち合わせをした。

○議長（棚村会長） 続いて、第3部会、市嶋部会長より願います。

○市嶋委員 第3部会は8月7日に部会を行った。お手元にポスターをお配りさせていただいているが、いよいよ9月12日(土)まで日にちが限られており、部会の皆さんも何とかここまでこぎ着けたような形になっている。詳細については裏面を見ていただくと、南区ぶどう種飛ばし大会という地元ならではのコンテンツを使いながら南区のおいしいもの、あと、区バスは第1部会にご協力をお願いして展示していただくということと、併せ、水と土の芸術祭市民プロジェクト会場を区バスで回るという内容になっている。また、苧麻(ちよま)という凧の原料になるものを使った凧綱作成実演も行う予定になっている。あと、手前どもの組織になるが、県内各地のおいしいものもこのイベントに合わせてPRして皆さんに来ていただきたいということでこういった事業になっている。

皆様方、地域では顔の広い皆様だと思うので、お一人でも多くお誘い合わせいただいて、当日が盛大に終わるといふことが私どもの一番の願いになっているので、ぜひ、当日に向けてこのポスター、一人でも多く見ていただいて、当日集まっていただけのようにお声がけをお願いします。

○議長（棚村会長） 最後に、広報部会長の青木委員からお願いします。

○青木委員 第4回広報部会を8月17日に開催した。12月発行予定の自治協議会だより第4号の掲載内容について協議を行った。掲載内容については各部会の事業報告、地域情報発信のほか、研修会の報告などを予定している。記事の寄稿依頼があった折は、どうぞご協力をよろしく願います。

○議長（棚村会長） 以上、部会報告が終了した。ご質問のある方はいらっしゃるか。

ないようなので、9月12日に迫った「南区たからいち」に委員の皆様方、南区自治協議会の提案事業ということですので、委員の皆様から行っていただく事業と受け取っていただいて、ぜひ、ご参加をお願いします。

（3）臼井橋の開通について

○議長（棚村会長） 続いて、次第4の（3）臼井橋の開通について、建設課から報告をお願いします。

○木村建設課長 建設課から臼井橋の開通についてお知らせする。

資料3をご覧ください。8月20日の市長記者会見で発表したが、昭和60年に事業着手した国道460号の新臼井橋が10月12日の体育の日に開通する。新臼井橋は全長514.6メートル、幅員12.5メートル、総事業費およそ120億円で、30年にわたり工事が行われていた。この新臼井橋開通により、信濃川上流域の豪雨のために水位が上昇し取り付け道路が冠水することによる交通不能、いわゆるもぐり橋の解消が図られることから、緊急輸送道路としての機能や交通、物流ネットワークが確保され、各地域拠点間の連携強化が図られると考えている。

現在、開通時間は未定となっているが、大勢の方から開通を祝っていただくために、周辺地域の皆様と臼井橋開通記念イベント実行委員会を設置させていただき、協議を重ねさせていただいている。主なものを紹介させていただくと、例年、臼井地区の行事として行われている狸の婿入り行列とコラボさせていただいて、10月12日の9時半から臼井地域生活センター特設ステージで臼井地区祭り狸の婿入り行列のオープニングセレモニー、引き続きまして10時半から臼井橋開通記念式典、その後、新臼井橋に移動して11時半から渡り初め式、12時半からは再び臼井地域生活センター特設ステージで狸の婿入りの結婚式などの関連イベントとなっている。いずれも開始時間は予定なので、詳細が決まり次第、区だより等でお知らせすることとしている。ほかにも開通記念イベントを検討しており、当日は一日中楽しめる内容にしたいと考えているので、よろしく願います。

なお、昭和46年に架設された現在の臼井橋は、10月12日の新橋開通後に即時交通止めさせていただいて、今年度から撤去作業を開始して、平成32年度までにはすべて撤去したいと考えている。また、新橋の開通により新潟交通の路線バス区間である（白根）横町・臼井・新津駅線については新臼井橋周辺で一部路線変更による停留所の廃止及び新設が予定されている。正式に決定したら関係自治会を通じて回覧等で市民の皆様にも周知することとしているので、よろしく願います。

○議長（棚村会長） ご質問のある方はいらっしゃるか。

○原（五）委員 地域住民として承知しておきたいが、信号機は当然つくのか。

○木村建設課長 新橋に信号機は設置される。

○原（五）委員 それと、今ついている臼井橋の信号機はどうなるのか。

○木村建設課長 供用開始後になくなる予定である。橋はもう渡れないので一方通行。

○原（五）委員 そこまでの道路は残るのか。

○木村建設課長 道路自体は残る。

○議長（棚村会長） ほかによろしいか。

では、臼井橋開通についてはこれまでとする。

（4）その他

○議長（棚村会長） 次第4、（4）その他になる。その他について、まず、事務局からは何か

あるか。

皆様から、ほかに何かあるか。

では、その他はこれで終わりとする。

5 次回全体会の日程について

○議長（棚村会長） 次第5，次回全体会の日程についてである。こちらは毎月最終水曜日ということで、9月30日（水）午後2時から、こちら南区役所講堂で開催ということよろしいか。

それでは、今回は9月30日午後2時からの開催となる。

6 閉会

○議長（棚村会長） 以上で、第5回南区自治協議会を閉会する。

(午後4時30分)